

福井県「デジタル地域通貨」加盟店取扱要領

1. 福井県「デジタル地域通貨」とは

デジタル地域通貨は自治体やコミュニティ内でのみ利用可能な決済手段の1つであり、使用店舗や使用期限の設定が可能なほか、柔軟なポイントの付与が可能。(1ポイント=1円として使用可能)

福井県では、令和5年11月より株式会社ふくいのデジタルが運営するスマートフォンアプリ「ふくアプリ」を利用してデジタル地域通貨事業(以下「本事業」という。)を開始する。本事業は福井県内の店舗を対象として、今後県内の各施策にて活用していく。(例:プレミアム付地域商品券の販売、ふく育ポイント(子育て世帯へのポイント付与)や出産・子育て応援ギフト(妊娠・出産時の給付金支給事業)、ボランティア参加者へのポイント付与など)

【概要】

発行者	福井県または県内市町
発行価格	1電子マネー=1円
有効期間または期限	発行する地域通貨のマネーにより異なる
加盟店舗	福井県内のデジタル地域通貨が利用できる店舗
媒体	スマートフォンアプリ
ユーザーのデジタル地域通貨取得方法	クレジットカード、コンビニATM、チャージ用QRコード(県や市町からの給付)など
開始予定	令和5年11月

2. 加盟店参加資格

参加の申込を行い、以下の要件の全てを満たす事業者とする。

- 県内に店舗、事業所等を有する事業者であること。
- 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条(昭和23年法律第122号)第1項第4号及び第5号に定める営業並びに同条第5項で定める事業者でないこと。
- 特定の宗教・政治団体と関わる業務でないこと。
- 福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第2条第3号に規定する暴力団員等ではないもの。

3. デジタル地域通貨の利用対象にならない商品等

以下の商品等については、利用対象としない。

区分	事例
行政機関等への支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ○社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等） ○宝くじ（当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）に基づくもの） ○その他（公営競技（競馬、競輪、競艇、オートレース）等）
日常生活における継続的な支払い	<ul style="list-style-type: none"> ○電気・ガス・水道・電話料金等 ○NHK放送受信料 ○不動産賃料 ○駐車場の月極・定期利用料 <ul style="list-style-type: none"> ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ○保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ○金券（商品券、ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、はがき、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等） ○プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ○金融商品（預貯金・振込、株式、不動産、先物、投資信託、社債、公債等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○県内でサービスが完結しないもの ○事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ○授業料、入学検定料、入学金等 <ul style="list-style-type: none"> ※アクティビティのガイド料等は対象 ○公的医療保険の対象となる医療行為に対する支払い ○既存の債務の弁済 ○各種サービスのキャンセル料 ○電子商取引 ○通信販売による支払 ○たばこの購入に対する支払い ○公序良俗に反するもの ○社会通念上不相当とされるもの ○その他各取扱店舗が指定するもの

4. デジタル地域通貨加盟店の責務・遵守事項

デジタル地域通貨加盟店（以下「加盟店」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ふくアプリ・ふくいはいびコイン事業事務局（以下「事務局」という。）が別途提供するマニュアルに基づき、デジタル地域通貨の決済により商品等の提供を行う。この際は、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
 - 加盟店であることが明確になるよう、販売ツールを見えやすい場所に掲示する。
 - デジタル地域通貨を用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。
 - 利用者がアプリに入力する金額及び決済完了を確認すること
 - 提供しようとする商品等が「3.デジタル地域通貨の利用対象にならない商品等」に該当しないこと
 - デジタル地域通貨を現金と交換しない。
 - デジタル地域通貨による支払で不足する分は現金等で収受する。
 - 加盟店で独自にデジタル地域通貨の利用対象にならない商品等を定める場合は、事前に事務局に確認し了承を得る。了承を得た際はあらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
 - 善良なデジタル地域通貨利用者に対し、デジタル地域通貨利用を拒否する、加盟店判断で手数料等を請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求するなどデジタル地域通貨利用者に不利となる差別的取扱いを行わない。
 - 加盟店は、デジタル地域通貨利用者から利用に関し苦情または相談を受けた場合、加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合、または法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
 - 加盟店がデジタル地域通貨の不正利用を知り得ながら利用者に利用させること、利用者に不正を促すこと等により加盟店または利用者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該加盟店のデジタル地域通貨精算代金の支払いを保留することができるものとする。また、加盟店または利用者が不正に利益を得た場合、加盟店は、その金額について一切の責任を負い事務局へ当該金額を返還する。
 - デジタル地域通貨の不正利用が疑われた際、事務局が利用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力する。事務局から指示があった場合、または加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等に被害届を提出する。
- ※デジタル地域通貨の不正利用に対して、発行者は責を負わない。

5. 加盟店の登録手続きについて

①登録申請

- 加盟店となることを希望する者は、本取扱要領に同意のうえ、申請に必要な書類に必要な事項を入力又は記入し、以下の方法で申請すること。
 - オンライン申込
以下の URL より、必要な情報を入力する。
※オンライン申込はこちら【<http://request.fukuappli.jp/>】
 - 書面による申込
以下の URL より、ふくアプリ加盟店申込書をダウンロードして印刷、必要事項を記入のうえ、事務局に提出する。
※申請書のダウンロードはこちら【<https://fukuappli.jp/member-store/>】
 - 送付先はこちら
郵送：〒910-0005
福井県福井市大手3丁目4-1 福井放送会館4階
ふくアプリ・ふくいはいびコイン事業事務局 宛
FAX：0776-50-7720 メール：fukuappli-digital@bsec.jp
- 申請期間は令和5年9月1日から随時受付する。

【申込における注意事項】

- 初期導入にあたる経費は発生しない。スターターキットとして提供する決済用QRスタンドを、店頭で設置するだけで決済可能。
- すでにふくアプリ上で取扱店となっている店舗についても、デジタル地域通貨事業に参加される際は、改めて参加申請が必要となる。
- 「ふく育応援団」として登録した場合は、「ふく育」関連事業のデジタル地域通貨利用店舗として登録される。
- ふくアプリ内で、別の事業・企画を実施する際は、開始前に加盟店に説明を行い、参加の有無について改めて確認を取る。

②申込後の流れ

- オンラインによる申込完了後もしくは申込書受領後、約2週間でふくアプリへの事業者情報および店舗情報の登録が完了する。
- 完了後、登録しているメールアドレスに通知が届く。
※登録完了後1~2週間程度でスターターキットを送付する。

6. 精算について

- 商品の販売またはサービスの提供などの取引において利用されたデジタル地域通貨の取引金額は、加盟店又は利用者による操作がシステムに反映された時点で確定する。詳細な確認方法については別途マニュアルに記載する。

- 取引金額を毎月末日（以下「売上締め日」という。）で締め、売上締め日の 1 ヶ月後までに、加盟店に対し、加盟店が指定した振込先口座に振り込む。（売上締め日までの取引金額で取消し等あった場合は取消し金額を取引金額から差引して支払うものとする。）
- デジタル地域通貨における取引のキャンセル可能期間は、取引日を含む 10 日間以内である。返品等の理由で利用者がキャンセルを希望する場合、利用者が直接加盟店に申し出を行う。詳細なキャンセル方法については別途マニュアルに記載する。

7. お問い合わせ先

ふくアプリ・ふくいはぴコイン事業事務局

電話番号：0776-50-7680（受付時間：平日 9：00～17：00）

メール：fukuappli-digital@bsec.jp

FAX：0776-50-7720

公式ホームページ（加盟店向け）：<https://fukuappli.jp/member-store/>